

岩手県告示第660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成20年9月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）路線名 283号

（2）供用開始の区間 花巻市高松第29地割102番1地先から第28地割43番24地先まで

（3）供用開始の期日 平成20年9月12日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成20年9月12日から同年10月12日まで

2（1）路線名 397号

（2）供用開始の区間 気仙郡住田町世田米字下大股72番6地先から字里古屋26番2地先まで

（3）供用開始の期日 平成20年9月12日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成20年9月12日から同年10月12日まで